

一般事業主行動計画の策定

この計画は「次世代育成支援対策推進法」に基づき、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定いたしました。

行動計画（第1回）

1 計画期間 平成29年3月1日から平成31年2月28日までの2年間

2 内容

(1) 雇用環境の整備に関する事項

ア 子どもの出生から8週間以内に父親が、5日以上育児休業を取得する制度を導入する。

《対策》

●平成29年3月～ 制度を導入して従業員に周知する。

●平成29年3月 制度に関するパンフレットを作成し、従業員に配布する。

イ 育児休業の規定の整備、育児休業後の労働条件に関する事項についての周知を図る。

《対策》

●平成29年3月 朝礼等を通じ、従業員への周知を図る。

●平成29年3月 就業規則の育児休業規定を改正し、従業員へ周知を図る。

ウ 育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する制度について管理職に対し周知を図る。

●平成29年3月～ 管理職に対する研修を継続的に実施する。

エ 託児所を利用する際に要する費用を援助する。

●従業員が託児所を利用した際の託児料金20%を会社が負担する。

オ 子供の看護のための休暇について、半日単位ではなく、時間単位で取得できるようにする。

●子供の看護制度について周知する。